

オフィシャルサポーター会員規約

第1条（本会）

「オフィシャルサポーター」（以下、「本会」といいます）はPFUブルーキャッツ（以下、「ブルーキャッツ」といいます）を応援するサポーター（以下、「会員」といいます）であり、PFUブルーキャッツ事務局（以下、「事務局」といいます）が管理・運営を行います。

第2条（目的および適用）

1. 「オフィシャルサポーター会員規約」（以下、「本規約」といいます）は、本会の会員特典を会員が利用するための条件等を定めることを目的とします。
2. 会員は本規約の内容を確認し、本規約に同意の上で本会への入会手続きを行うものとします。会員が本会に入会した場合には、本規約に同意したものとみなします。なお、本規約に同意いただけない場合は、会員は本会への入会申込を行わないものとします。
3. 本規約は、会員による本会における活動および会員特典の利用の一切に適用されるものとします。

第3条（会員および年会費）

本規約における会員とは、本会所定の手続きにより契約手続きを行い、事務局が入会を承認した法人をいいます。

1. 事務局は、入会希望者からの入会申込および会費の支払いを確認した時点で、当該入会希望者の入会を承認します。会員は、当該承認の後、会員特典の提供を受けることができます。
2. 事務局は、入会希望者が以下の各号のいずれかに該当する場合、入会を承認しない場合があります。
 - （1）すでに入会している場合
 - （2）入会手続きでの記載内容に重大な虚偽があった場合
 - （3）会員が本規約第15条各号に該当する、または該当するおそれがあると事務局が判断する場合
 - （4）その他会員として適切でないと事務局が判断した場合
3. 会員は事務局の指定する口座へ現金を振り込むことにより年会費を支払います。なお、振込手数料は会員が負担するものとします。
4. 年会費および会員特典の内容は、会員の事前承諾なく、事務局が年度ごとに見直し変更できるものとします。ただし、当該変更は翌年度から適用されるものとします。
5. お支払いいただいた年会費は、いかなる場合においても返却されません。

第4条（会員資格、権利、有効期間および会員特典）

1. 会員は前条により、事務局から本会への入会が承認された時点で会員資格を得ることができます。
2. 会員の権利として、会員の企業名および企業HPのリンクを本会のオフィシャルサイト（<https://www.pfu.fujitsu.com/bluecats/sponsor/>）（以下、「会員サイト」といいます）に掲載できます。
2. 会員資格の有効期間は、毎年9月1日から翌年8月31日までとします。なお、有効期間の途中で契約手続きを行った場合においても有効期間の終了日は変わらず、年会費も減額されないものとします。
3. 会員は、会員資格の有効期間を更新する場合には、所定の更新手続き（会員資格の継続手続き）を実施するものとします。会員が当該手続きを事務局が指定する期間内に完了しなかった場合、会員資格は本条第2項に定める有効期間の終了日をもって終了します。
4. 会員資格の有効期間内であっても、会員が前条第2項各号のいずれかに該当したと事務局が判断するときは、事務局はその裁量により当該会員の会員資格を失効

させることができるものとします。

5. 会員は、会員としての地位・権利を、いかなる第三者に対しても貸与・譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。

第5条（届出事項の変更）

1. 会員は、本会に届け出た事項（企業名、担当者氏名、住所、電話番号等）に変更が生じた場合、事務局までご連絡ください。
2. 会員が変更手続きをしなかったことにより、当該会員が不利益を被った場合でも、本会および事務局は一切その責任を負いません。

第6条（規約の変更）

事務局は、本規約の変更内容および当該変更の適用期日を会員サイトに通知、掲載した上で、事務局の裁量により変更することができるものとします。

第7条（退会）

会員資格の有効期間内に会員が本会を退会しようとする場合は、事務局までご連絡ください。

第8条（個人情報の取扱いについて）

1. 本会は会員から提供された個人情報を以下の各号の目的の範囲で利用します。
 - (1) 権利の案内、掲載対応
 - (2) 特典の案内、送付
 - (3) その他のお知らせ
 - (4) お問い合わせへの対応
 - (5) 会員管理
2. 事務局は、入会手続き、会費の受領、会員情報管理、会員へのメール配信等、本会の管理・運營業務の全部または一部を第三者（以下、「委託先」といいます）に委託し、当該委託先に会員の個人情報を預託する場合があります。この場合、事務局は、当該委託先との間で個人情報の取り扱いに関する秘密保持契約を締結する等を実施し、当該委託先に対して適切な監督を行います。
3. 事務局は、以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、会員の個人情報を本人の同意なく第三者へ開示または提供することはありません。
 - (1) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、会員本人の同意を得ることが困難な場合
 - (2) 法令等または公的な機関からの要請に基づき開示・提供を求められた場合
4. 前各項に定めるほか、事務局は、個人情報保護ポリシー（<https://www.pfu.fujitsu.com/privacy/>）にしたがって、会員の個人情報を取り扱います。

第9条（知的財産権について）

1. 本会が提供する会員特典（メール配信の内容など本会を通じておよび本会に関連して提供する一切のコンテンツを含みます。以下本条において同じ）に関する著作権その他の知的財産権は本会および事務局に帰属します。
2. 会員は著作権法その他の知的財産に関する法律で許諾される範囲での利用を除き、理由の如何を問わず、知的財産権を侵害するような方法で会員特典を利用することはできません。

第10条（会員の責任等）

1. 会員は、会員特典に関連する各種情報を得るため等に必要となる通信機器、ソフトウェア、通信接続環境、その他これらに付随して必要となる全ての機器については、自己の費用と責任において全て準備します。
2. 会員が、会員特典の利用に関して他の会員又はその他の第三者とトラブルその他の紛争が生じたときは、会員は自己の責任と費用をもって処理・解決するものとし、本会および事務局に対していかなる負担及び迷惑も掛けてはなりません。本会および事務局は自らに帰責事由がある場合を除き、会員に生じた全ての損害に

については、いかなる責任も負わず一切の損害賠償義務から免れます。

3. 会員が会員特典に関連して、故意又は過失により本会および事務局、他の会員又はその他の第三者に対して損害を与えたときは、自己の責任と費用をもって、その損害を賠償するものとします。

第11条（禁止事項）

1. 本会は、会員が次の行為を行うことを禁止します。
 - (1) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
 - (2) 他の会員になりすましてアカウント、会員特典を利用する行為
 - (3) 本会が定める会員特典、その他本会を通じて受け取った記念品、プレゼント賞品等を第三者に営利目的によって転売する行為
 - (4) 本会の承諾なく、本会を通して知った情報（会報等の郵便物、Webサイト等を含む）を他人に開示する行為またはSNS等に投稿・転載する行為
 - (5) ブルーキャッツ、本会又は第三者を誹謗中傷する行為
 - (6) ブルーキャッツ、本会又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為
 - (7) 本会の運営を妨げるような行為
 - (8) 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為
 - (9) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第12条（本会の終了）

本会は、3か月前までに会員に対して告知することにより、事務局の裁量で本会を閉会し、会員に対する会員特典の提供を中止することができます。

第13条（免責）

1. 本会は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、会員に通知することなく、一時的に本会の会員特典の全部または一部の提供を中断することがあります。
 - (1) 会員サイトを運営する設備等の保守を定期的または緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電等により会員サイト、会員特典等の提供ができなくなった場合
 - (3) その他、運用上または技術上、本会が会員サイト、会員特典等の一時的な中断が必要と判断した場合
2. 本会は、前項各号のいずれか、または会員サイトに登録した届出事項の不備その他の事由により会員特典の全部または一部の提供に遅延または中断が発生し、これに起因して会員または第三者が被った損害に関し、一切責任を負いません。

第14条（会員の肖像権利用）

事務局は、ブルーキャッツおよび事務局が会員に対してイベント等の特典を提供する際、当該特典に参加する会員の氏名・肖像・声等を記録・録画・録音し、広報宣伝を目的として、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・インターネット等で放送、掲載、配信等を行うことができます。会員はこれらの利用について異議を述べません。

第15条（反社会的勢力の排除）

会員が以下の各号のいずれかに該当していることまたはそのおそれがあることが判明したときは、事務局はなんらの通知や手続きなく、当該会員の登録を抹消し、会員資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者である場合
- (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資金的・経済的に深い関係にあるものである場合
- (3) 自らまたは第三者を利用して、以下に記載するいずれかの行為を行った場合
 - ① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
 - ② 違法行為または不当要求行為

- ③ 業務を妨害する行為
- ④ 名誉や信用等を毀損する行為
- ⑤ 前①から⑤に準ずる行為

第16条（裁判管轄および分離可能性）

1. 本規約は、日本法に準拠するものとします。
2. 本規約に関連して会員と事務局の間で紛争が生じた場合、当該会員と事務局間で協議による解決を試みるものとします。協議によって紛争が解決されずに訴訟の提起が必要となった場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とするものとします。

第17条（施行日）

本規約は2021年9月1日から施行するものとします。

以上